

運営規程

デイサービスセンター のぞみ

地域密着型通所介護として、株式会社 N A I K I は、以下の運営規程を定める。

(事業の目的)

第1条 株式会社 N A I K I が開設するデイサービスセンター のぞみ (以下のぞみという) が行う通所介護事業所 (以下事業所という) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の終了者 (以下介護職員等という) が要介護状態にある高齢者 (以下要介護者という) に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護職員等は、要介護者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的におこなうとともに、従業員に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに関わる調整、利用者・家族からの苦情・相談窓口となる。

(3) 介護職員・看護職員 1名以上

介護職員・看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握し、適切な介護を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の維持・向上・減退防止を図るために必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日～土曜日

12月29日から1月3日は休業日とする。

- (2) 営業時間 午前8時から午後17時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後16時までとする。

(通所介護の定員)

第5条 1日あたりの定員は介護予防通所介護を含めて10名とする。

(通所介護の内容)

第6条 サービスの内容は次の通りとする。

- 1 生活等に関する相談及び助言
- 2 健康状態の確認
- 3 日常生活上の援助
- 4 送迎サービス
- 5 入浴サービス
- 7 その他、利用者に対する必要な便宜の提供

(通所介護の利用料及びその他の費用の額)

第7条 通所介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護サービスが法定代理受領サービスである時は、負担割合証に準じその1割または2割の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者の希望により次の便宜を提供した場合は、その利用料の支払いを受けるものとする。

- (1) 第9条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートルごとに100円とする。ただし、10キロメートル未満の場合は100円とする。

- (2) 食材料費

無料

- (3) おむつ代・洗濯代(1,500円から3,000円/月)

実費

- (4) 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用

実費

- ①利用者の希望により、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合の費用(歯ブラシや化粧品等)
- ②利用者の希望により、日常生活に必要なものを提供する場合の費用(クラブ活

動の材料費等)

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(主たる事業所の住所)

第8条 本事業所の主たる事業所を山梨県笛吹市唐柏538番地2に置く。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業の実施地域は、笛吹市、

(苦情処理)

第10条 提供した通所介護に対する利用者または家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備等の措置を講ずるものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 通所介護提供中に利用者の病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 通所介護提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練等を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るため研修の機会を次の通りもうけるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後3ヶ月以内

②継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、雇

用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社 N A I K I と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第14条 サービス利用にあたっての留意事項は、次の通りとする。

- (1) サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、身体状況に応じたサービス提供を受けるよう留意すること。
- (2) 身体の安全に留意し、従業者の指示及び助言があった場合はそれに従うこと。

付 則

この規程は平成20年10月1日から施行する。

平成21年4月1日より第4条営業日を変更する。

平成25年4月1日より第4条営業日・営業時間・サービス提供時間を変更する。

令和3年4月より第7条利用料金を変更する。